東京医科歯科大学病院感染対策に関する規則

（平成１６年４月１日
規 則 第 １３５ 号）

（趣旨）

第１条　この規則は、東京医科歯科大学病院（以下「本院」という。）における医療関連感染対策及び抗菌薬適正使用に関し必要な事項を定める。

（感染対策委員会）

第２条　本院に、感染の予防、教育活動、発生時の対応等及び抗菌薬の適正使用に関して審議・実施するため、感染対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第３条　委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議する。

(1) 医療関連感染予防及び抗菌薬適正使用の方策及び監視に関すること。
(2) 医療関連感染対策及び抗菌薬適正使用のガイドラインの策定及びその実施に関すること。
(3) 医療関連感染及び抗菌薬適正使用についての教育活動に関すること。
(4) 医療関連感染発生時の対応に関すること。
(5) 医療関連感染及び抗菌薬適正使用の調査に関すること。
(6) 医療関連感染対策及び抗菌薬適正使用の予算に関すること。
(7) その他医療関連感染及び抗菌薬適正使用に関して委員会が必要と認めた事項。

第４条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 病院長
(2) 感染制御部長
(3) 看護部長
(4) 薬剤部長
(5) 検査部長
(6) 事務部長
(7) 大学院医歯学総合研究科　（医学系）臨床系教員 若干名
(8) 大学院医歯学総合研究科　（歯学系）の臨床系教員　若干名
(9) 感染制御部院内感染対策専任職員
(10) 手術部長又は副手術部長
(11) 集中治療部長又は副集中治療部長
(12) 材料部長又は副材料部長
(13) 放射線部長又は副放射線部長
(14) 臨床栄養部の管理栄養士　１名
(15) その他病院長が必要と認める者

２　前項第７号、第８号及び第１５号の委員は、感染症対策に関し相当の経験を有する者を病院長が委嘱する。

３　第１項第７号、第８号、第１４号及び第１５号の委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、当該委員を委嘱する病院長の任期の末日とする。

４　前項の委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第５条　委員会に委員長を置き、感染制御部長をもって充てる。
２　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長に指名された委員がその職務を代行する。
３　委員長は、委員会を開催し、その議長となる。
４　委員会は、原則として毎月１回開催する。
５　委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
６　前条第１項第３号から第１５号までに規定する委員が、やむを得ない理由により委員会に出席できない場合は、その代理の者を出席させるものとする。
７　前項の規定による代理出席者は、当該委員会において委員とみなす。
８　議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
９　委員長が必要と認めた場合は、委員以外のものに出席を求め意見を聴くことができる。
１０　委員長が必要と認めた場合は、小委員会を設置することができる。
１１　委員会における審議事項は、病院運営会議に報告するものとする。

（感染対策チーム）
第６条　本院に、医療関連感染の防止・対策に資するため、感染対策チーム（以下「対策チーム」という。）を置く。

第７条　対策チームは、次に掲げる事項を行う。
⑴　医療関連感染に関する情報の収集と報告
⑵　医療関連感染防止策の実施に関すること。
⑶　その他感染制御部の依頼に基づく事項

第８条　対策チームは、次の各号に掲げる者をもって組織する。
⑴　感染制御部長
⑵　感染制御部職員
⑶　第１０条に定める感染対策チームメンバー
⑷　その他感染制御部長が必要と認める者

第９条　対策チームに代表を置き、感染制御部長が第１０条の感染対策チームメンバーのうちから指名する。
２　代表に事故があるときは、あらかじめ代表に指名された者がその職務を代行する。
３　代表は対策チームを総括し、感染制御部の要請あるいは必要に応じて対策チームを召集する。

（感染対策チームメンバー）
第１０条　本院各診療科、基盤診療部門、看護部及び事務部に医療関連感染対策を普及・実施するため、感染対策チームメンバーを置く。
２ 感染対策チームメンバーは、病院長が任命する。

（抗菌薬適正使用支援チーム）
第１１条　本院に、院内の抗菌薬適正使用に資するため、抗菌薬適正使用支援チーム（以下「抗菌薬適正使用チーム」という。）を置く。

第１２条　抗菌薬適正使用チームは、次に掲げる事項を行う。

⑴　抗菌薬適正使用に関するモニタリング及びフィードバック
⑵　その他感染制御部の依頼に基づく事項

第１３条　抗菌薬適正使用チームは、次の各号に掲げる者をもって組織する。
⑴　感染制御部長
⑵　感染制御部職員
⑶　第１５条に定める抗菌薬適正使用支援チームメンバー
⑷　その他感染制御部長が必要と認める者

第１４条　抗菌薬適正使用チームに代表を置き、感染制御部長が第１５条の抗菌薬適正使用支援チームメンバーのうちから指名する。
２　代表に事故があるときは、あらかじめ代表に指名された者がその職務を代行する。
３　代表は抗菌薬適正使用チームを総括し、感染制御部の要請あるいは必要に応じて抗菌薬適正使用チームを召集する。

（抗菌薬適正使用支援チームメンバー）
第１５条　本院各診療科、基盤診療部門、看護部及び事務部に抗菌薬の適正使用を普及・実施するため、抗菌薬適正使用支援チームメンバーを置く。
２ 抗菌薬適正使用支援チームメンバーは、病院長が任命する。

（事務）
第１６条　この規則の実施に関する事務は、病院事務部医療品質管理課が行う。

（雑則）
第１７条　この規則に定めるもののほか、医療関連感染対策及び抗菌薬適正使用に関して必要な事項は、別に定める。

附　則
この規則は、平成１６年４月１日から施行する。
附　則（平成２１年２月１７日規則第２号）
この規則は、平成２１年４月１日から施行する。
附　則（平成２３年５月６日規則第６２号）
この規則は、平成２３年５月６日から施行し、平成２３年４月１日から適用する。
附　則（平成２４年１月３１日規則第１６号）
この規則は、平成２４年２月１日から施行する。
附　則（平成２４年８月２日規則第８７号）
この規則は、平成２４年８月２日から施行し、平成２４年７月１日から適用する。
附　則（平成２５年３月２９日規則第３９号）
この規則は、平成２５年４月１日から施行する。
附　則（平成２５年８月１日規則第９０号）
この規則は、平成２５年８月１日から施行し、平成２５年６月１日から適用する。
附　則（平成２５年１０月３１日規則第１０１号）
この規則は、平成２５年１０月３１日から施行し、平成２５年１０月１日から適用する。
附　則（平成２６年６月１９日規則第４５号）

この規則は、平成２６年６月１９日から施行し、平成２６年５月１日から適用する。

附　則（平成２８年３月２４日規則第５８号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年２月１４日規則第４号）

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年５月８日規則第３４号）

この規則は、平成３０年５月８日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附　則（令和３年９月２２日規則第９３号）

この規則は、令和３年１０月１日から施行する。

附　則（令和５年７月２６日規則第１０３号）

この規則は、令和５年８月１日から施行する。